

とちぎ社労士 No.144



S L もおか 茂木町

- ★県西支部研修会
- ★県東支部研修会
- ★県南支部研修会
- ★リレーフォーライフジャパン2022
とちぎ
- ★社労士会セミナー
- ★新入会員と県会執行部との座談会に参加して
- ★女性会員交流会
- ★ホームページリニューアル
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより・編集後記

栃木県
社会保険
労務士会
URL



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <https://www.tochigi-sr.jp/>
発行人 須藤 忠良

県西支部研修会に参加して

県西支部 小林 信 幸

令和4年9月2日開催の県西支部研修会で、「農業支援の実務」をテーマとした講義を受講し、今後の農業市場の魅力及び社労士として対応すべき農業支援手法について学習した。

まず冒頭で、講師より「農業は衰退産業だと思いませんか?」「なぜ社労士の皆さんは、あまり農業支援に関わらないのですか?」との問いかけがあった。私も農業というと労基法の一部適用除外業種で内情も不明瞭（労務管理への抵抗感）であり、また規模も小さい?ため顧客先としては、あまり魅力を感じない業種というマイナスの固定観念があった。

しかし、前半の講義の中で、近年の傾向から①地方で増加する新規就農者や②急激に増えた農業法人、③直売・加工・レストラン等の総合化事業としての第六次産業化ブーム等、まさに農業市場はブルーオーシャンであることが分かった。加えて、農業は携わる社労士が極端に少ないニッチ市場であるため、労災保険（特別加入）加入提案からスタートして関係性を構築すれば、広域エリアでの新規顧客拡大も可能であること実体験から示してくれた。また①農業の経営者仲間は同業者が多く、他業種とあまり付き合いがないため、経営・法律の情報が浅いので参入しやすいこと、②農業者の多くは高所得者（高級車所有者）が多いため、報酬支払に関しては特段問題がないこと等、農業者の特性傾向についても教授してくれた。

後半の講義では、農業支援する上での手法や注意点についての説明があった。具体的には、①労基法の一部適用除外 ②農業の労災特別加入 ③農業者年金 ④外国人雇用（外国人実習生の取扱い）と在留資格制度 ⑤家族経営協定 ⑥農事組合法人 ⑦農福連携である。特に「農業の労基法の一部適用除外」の「対象外」について、下記の通り参考になった。農業と言っても一部適用除外業態は「栽培・生産」であり、「加工・直売」は労基法適用になること。また複数の上記業態が混在し、従事者が兼業していたり、事業場が同一で区分が明確でない場合は、その業態の売上や労働者数で判断すること。加えて「栽培・生産」であっても、ハウスや野菜工場等自然条件に左右されない事業場での栽培方法の場合は、労基法適用になる可能性があること。更に外国人技能実習生等については、栽培方法の差異に関係なく全て労基法の適用になること。その他、農業用語を知ることの重要性も助言して頂いた。

今回の研修会を通じて、受講した社労士の皆さんが、農業市場の可能性について情報共有し、農業労務管理への抵抗感を少しでも低減させて、農業者支援への扉を開くきっかけに繋がっていくことこそが、講師の池田功先生にとっての本望となるのではないのでしょうか。



講師 池田功先生



県東支部研修会に参加して

県東支部 大根田 博 章

令和4年10月3日にとちぎ産業交流センターで行われた県東支部研修会に出席させていただきました。

研修会は3部構成で第1部は宇都宮中央法律事務所の澤田雄二、田村信彦、益田萌里先生の3名リレー形式による「個人情報保護の法的実務」、第2部は(株)G I Pサービスの白澤正年社長による「社労士事務所のホームページ等のWEBの活用、留意点等について」、第3部は総務委員長の濱野達哉先生による「社労士のプロモーション（HP，SNS等のツールを含めた）に関する倫理について」でした。

第1部では、個人情報に関する用語の解説から令和2年改正と令和3年改正の内容について解説がありました。

研修会に参加出来なかった先生方にも注意して頂きたいのですが、条数が変わったことによって条ズレが発生し、令和2年より前の個人情報関連の書籍や情報で示された条文と改正後の条文が一致しないので参照する場合にはご注意ください。



澤田弁護士



田村弁護士



益田弁護士

また、平成29年までは個人情報5千人以下は個人情報保護法の対象外でしたが法人・個人事業主の事業形態や保有情報数を問わずに適用対象となってしまうので、個人情報を取り扱う全ての社労士についても対応が必要となります。

後半はプライバシーポリシーと個人情報規程、従業員向けの同意書の雛形の内容について解説があり顧問先から個人情報について問い合わせがあった時の対応や営業・提案も含め実践的な内容となりました。

第2部では、ホームページの必要性から企業や個人のインターネットでの検索方法・使用デバイスの違いなど既にホームページを持っている先生にもアクセスアップの観点から役に立つ内容でした。

また、ホームページを持っていない先生についてもホームページを格安・無料で作る方法やホームページ業者の悪質な詐欺的営業方法などの紹介もあり有料級の情報を短時間で知ることができました。

最後の第3部では、特にインターネットでの情報発信について不適切な表現を実際に起こった事例をもとに解説して頂き理解しやすい内容となりました。

炎上狙いのアクセスアップを狙った手法や過大な表現は行ってはいけないことはイメージしやすいのですが、法改正等の事実を説明したものであっても誤解を与えかねない文言や単語に注意を要するなど一般的な広報・宣伝のプロモーションよりも一段と配慮が必要ということを知りました。

結びに具体的な事例や実際に行動を起こせるイメージが付く実践的な内容の研修会を開催頂きありがとうございました。



白澤講師



濱野総務委員長

県南支部研修会に参加して

県南支部 小 野 慶 多

過日令和4年9月16日、栃木商工会議所小ホールにて開催された、県南支部研修会に参加しました。

研修内容は「時間管理について」の2部構成で、第1部は栃木労基署の中川副署長による「基礎講演」、第2部はパネラーである渡邊先生、坂部先生、源田先生方の時間管理事例による「パネルディスカッション」でした。

第1部の中川副署長の講話では、監督署目線で注視している点をお話していただきました。常日頃、私が顧問先に対して行っている回答の答え合わせが出来たようで、貴重な再認識の機会になりました。講話の中で中川副署長が「私が好きなQ&A」というワードを再三にわたり口にされていました。好きな…という表現に親しみが持てたのと同時に、Q&Aにこそ、知らなければならないことが明確に記されていると感じました。今後は関心を持ってQ&Aを読み進めていこうと思います。また、「事業場外労働のみなし労働時間制は携帯電話が普及した時点で、適用が難しくなっている」とした例にあるように、時代と共に時間管理のスタンダードが変わっていくであろう…というお話がありました。勤怠管理システム等の普及で利便性は高まりますが、一方で時間管理の在り方を見直していかなければならないと痛感しました。

第2部は初めての試みとされる、パネルディスカッション形式での研修でした。渡邊先生は「労働者とフリーランスの違いによる労務管理」、坂部先生は「勤務医師の労働時間管理」、源田先生は「運送業・建設業の労働時間管理」をテーマとし、経験豊富な先生方の事例をお話していただきました。先生方の各テーマに対する見解や問題対応をうかがうことができて、大変勉強になったのは勿論ですが、連日行われる制度の創設や改正に対し、更に理解を深めようとしている先生方の熱意を感じ、社労士としての姿勢を学びました。



講師 栃木労働基準監督署 副署長



この感想文を書く際に「パネルディスカッション」について調べたところ、複数のテーマについて異なる意見や質問を出し合う討論形式のひとつ、とありました。パネラーである先生方の各テーマのお話の後に、ディスカッションの時間が設けられていましたが、今回、私は手を挙げることはできませんでした。パネラーが、定期的にお会いする機会のある先生方であるからこそ、質問できること、感じ取れるものがあると思うので、次回の研修会では積極的に参加したいと思います。

リレーフォーライフジャパン2022とちぎに参加して

県西支部 谷田部 浩 史

去る令和4年9月17日土曜日、壬生町総合公園陸上競技場にてリレーフォーライフジャパン2022とちぎ（以下「RFL」とします）が開催され、両立支援栃木社労士チームのメンバー（藤川佳織チームリーダー、柄澤なぎさ会員、そして何と須藤忠良会長）と参加致しました。RFLは新型コロナウイルスの影響で2020.2021年は開催が見送られましたので、実に3年ぶりの開催となりました。本来24時間開催されるものですが、縮小し、12時から19時までの時間で行われました。

まずはRFLについて簡単に説明いたします。RFLとは、1985年アメリカ人外科医が「がんは24時間眠らない」「がん患者は24時間、がんと闘っている」をメッセージとして24時間フィールドを走ったことから始まりました。その後、日本国内においても各所にて同様のイベントが開催されております。目的はがん患者や家族への励まし及び対がん組織への寄付を募ることになります。両立支援栃木社労士チームは栃木県内の各拠点病院においてがん患者その他疾患をかかえた方の仕事との両立を支援する活動しておりますので、参加させていただきました。

当日は、まずがん患者やがん経験者が会場を一周することからスタートし、その後他の参加者が同様に会場を周回し始めました。我々も県会の横断幕を持ち、のぼりを掲げて周回致しました。会場は1周400メートルの運動場で、特に密になることもなく歩くことができたため、各参加者は思い思いに歩くことができました。私も周回を重ねましたが、やはり、運動不足を痛感させられました。

それと参加団体にはテントが用意され、周回の合間時間に「両立支援何ですか?」「がんになり就労しなければ生きていけませんけどいったい支援策があるんですか?」などと質問をいただき、傷病手当金や障害年金の簡単な説明、県会の無料相談会の案内を行わせていただきました。

我々社労士は上記制度の申請や相談を受けられます。もっとお困りの皆様に社労士やチームの存在を知っていただき、有効活用してもらえよう啓発活動を行っていかないといけないと思いました。



ルミナリエ



社労士会セミナー

「人手不足時代に不可欠な『高齢者が活躍する』
職場づくりのポイント」を受講して

県東支部 平 出 宣 幸

令和4年10月28日(金)に、社労士会セミナー「人手不足時代に不可欠な『高齢者が活躍する』職場づくりのポイント」を受講しました。

前半ではまず冒頭、現在の高齢化の現状について、そして今後の労働力人口の推移、特に70歳代の常用労働者数が平成28年から令和3年までの4年間で48.5万人増加し、割合が大きくなってきているなかで70歳代の就労機会確保への対応が重要になってきていることについて説明を受けました。そのなかでは、これまで60歳代を中心に雇用機会の確保を行われてきたところから、今後はいかに70歳代を活用していくかということに主眼が置かれてきているとのことでした。



講師 大津 章敬 氏

また、70歳までの就労機会確保の努力義務を定める改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月1日に施行され、70歳までの就業機会の確保が努力義務となるなかで、①70歳までの定年引上げ、②定年廃止、③70歳までの継続雇用制度に加え、創業支援等措置（雇用によらない措置）の新設について、その内容の説明とそれに対応させるためのモデル就業規則の規定の説明がされました。それに対応するための就業規則の例示などをいただいたうえで、今後必要となってくる賃金制度の抜本的改定のために、高齢者が活躍できる職場と難しい職場での基本的なスタンスの検討がしていただきました。

後半では、前半の内容を基に高齢者の労働意欲に関する統計を指し示しながら、65歳以降適切と考えられる労働時間・労働日数や1カ月あたりの賃金、定年到達により職務や処遇が変わることで低下した労働意欲を最小限に抑えるため、会社としての有効な対応など、高齢者への定年後も主体的に働くことができる意識を持ってもらうことの重要性を述べられていました。

そして、高齢者の意欲低減の防止のため、まずは自社の高齢者雇用のコンセプトをまとめること、高齢者の積極活用の場合には賃金コスト上昇の問題が不可避であるため、現役時代の人事制度・賃金カーブの見直しが重要になること、逆に高齢者の消極的雇用の場合には高齢者本人の意欲低下だけではなく、若手社員からの不満からの離職を誘発してしまうこと、高齢者の期待する役割を明確化したうえで、そのレベルに応じた賃金を支給する原則が必要であること、人事制度を明確化したうえで面談や自己申告の実施など現役時代



から自らのキャリアや働き方を考える機会を設けることで、高齢者の定年後の意欲低下を抑制するために定年で役割が変わることを予め認識してもらうこと、労働時間を柔軟に選択できるように対応していくこと、を基本的な方向性として挙げていました。

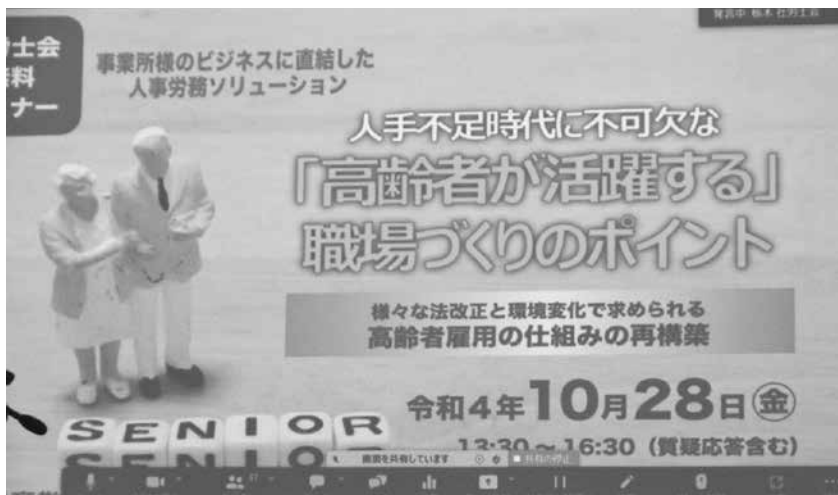
これらを踏まえたうえで、定年後の賃金カーブをどのようにしたらよいのかを公務員の定年引上げに伴い本棒を7割水準としていることや、J R東海の定年延長に伴う基本給の変更、花王のシニアパートナー制度を例示され、それらを基に貢献度に基づく賃金の考え方から貢献度反映型賃金制度とシングルレートに定期昇給要素を加えた範囲給制度の説明をいただき、今後の賃金制度の検討資料として例示いただきました。

そのうえで、定年後の従業員の処遇に関する判例も併せてご紹介いただき、同一労働同一賃金での注意についてもご説明いただき、最後には高齢者を雇用していく際に活用できる助成金、諸外国との比較と今後予定されている法改正にまで踏みこんで講演をしていただきました。

人手不足により事業継続を諦める状況が発生しているなど、人材不足を解消するうえでの一つの選択肢として、高齢者の活用が必要性を増している一方、定年後の雇用継続をどのように対応していくべきか悩まれている事業所も多いなかで、今回の大津先生の講演は、その対応策を見出す一つのヒントになったと思います。大変貴重なお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。



大津講師



Web 受講

確認しましょう！ **最低賃金**

栃木県最低賃金が 時間額 913 円 に！

－ 改正発効は 令和4年10月1日 から －

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。
詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028－634－9109）
又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。

新入会員と県会執行部との座談会に参加して

県南支部 山崎 広也

座談会を通じ、須藤会長をはじめとする諸先輩方のお話を聞くことができ、独立社労士として営業活動を行う上で大切なことを教えていただきました。

まず、「やってはいけないことはやらない」という当然のルールを順守することです。何かと言い訳をして、これくらいなら大丈夫だろうと、真実から目を背けなくなることはよくあることです。しかし、そうやって安易な方向に流れることでトラブルや大きな問題に発展することを再認識しました。間違っていることは間違っていると勇気を出して判断できるようになりたいです。

また、お客様との信頼関係を築く大切さを学びました。須藤会長は自分の顧問先に対して他の社労士が営業をしても、今まで築いた太いパイプがあるから全然平気、とおっしゃっていました。それだけお客様との信頼関係に自信があり、揺らがない確信があるからこそのお言葉だったと思いますし、お客様に合わせたサービスを行い、お客様に寄り添って仕事をされている様子を、須藤会長のお言葉の端々から感じることができました。私は開業して間もなく、まだまだ信頼関係を築くことはできていませんが、お客様に寄り添い、誠実に仕事を積み上げて、強固な信頼関係を築ける社労士になりたいと思いました。

最後に、開業して間もないと、相談できる相手がおらず、不安になることが多々あります。不安なことやわからないことがあったら、相談してもいいですよ、という先輩方のお言葉をいただき、大変心強く感じました。今後ご相談させていただくことがあると思いますが、先輩方にお世話になった分、後輩に返せるよう成長していきたいです。



県西支部 小川 歩夢

令和4年10月21日、栃木県青年会館コンセーレで行われた座談会に出席させていただきました。コロナ禍もあり、6月に登録をさせていただいてから他の先生と交流する機会がほとんどなかったため、とても楽しみにしておりました。

須藤会長をはじめ県会執行部の先生方から、社労士としての心構えや営業体験、顧問先との付き合い方等を聞かせていただきとても参考になりました。開業したばかりの私にとって、そのような体験談やアドバイスをい

ただく機会がないため、本当に貴重なお話でした。

また、座談会に出席された方々と名刺交換をする時間を設けていただきました。初めてリアルでお会いしてご挨拶をさせていただく中で、新入会員の方もそれぞれいろんな経歴があり、他にはない強みを持っていることが分かりました。

今後、専門分野で相談を受けた時に、それぞれの強みを活かしお互い協力しながら仕事ができたらお客様の満足度も上がるだろうと感じました。



同じ県会で同じ時期に登録したこのご縁を大切に、お会いした先生方と積極的に交流を図っていききたいと思います。

有意義な時間を提供していただきありがとうございました。

県東支部 猿田 浩之

コンセーレにて、新入会員と県会執行部との座談会に出席させて頂きました。入会后、初めてこのような会合に参加し、自分が社会保険労務士としてこれから進んでいくという覚悟ができた気がします。この会合では、県会執行部の先生方の社会保険労務士としての知識や経験をご教授頂き、また、栃木県社会保険労務士会としての運営等の説明をして頂いてとても有意義な時間となりました。会合の合間には、新入会員及び県会執行部の先生方と名刺交換をし、いろいろな話をしていく中で、年齢・前職・社会保険労務士を目指した経緯など多種多様な方々がいることを知りました。私自身も社会人として約20年が経ちましたが、社会保険労務士になるまでの道のりは美容師から始まり派遣社員、会計事務所員、現在は中小企業の労務経理担当として勤務しています。この全ての経験があったからこそ今の自分があると思っています。そして感謝しています。

今後私は、会計事務所で培った経験を基に、助成金関係に力を入れていきたいと思っています。新入会員の先生の中には年金関係が得意で、そちらを中心に業務をしていきたいという先生も多く、社会保険労務士の仕事は多岐に渡るものだと実感しました。得意、不得意な分野を社会保険労務士同士でお互い助け合いながら、この業界を発展させていける力になっていきたいです。



第4回 女性会員交流会が開催されました

10月14日(金)栃木市のキョクトウとちぎ蔵の街楽習館において、新型コロナウイルス感染症予防のため延期となっていた、第4回女性会員交流会が開催され、12名の会員が参加しました。

今回は、県南支部の渡邊徹会員を講師に迎えての、ピラティス講座です。ピラティスのインストラクターでもある渡邊会員から、「ピラティスとは」のお話の後、いざ実践。途中、会員のレベルに合わせ内容を変更しながらの指導に、参加者はマットの上で上げたり下げたり伸ばしたり縮めたり。あっという間の1時間でした。リフレッシュした後、夕飯の支度から解放されるべく事前に予約したキンパ弁当を受け取り、帰路に着きました。



ホームページリニューアルしました

広報委員長 渡 邊 徹

支部再編成に伴い、ホームページの「社会保険労務士を探す」のページをリニューアルしました。今回の大きな変更ポイントは地域別、専門分野別に社会保険労務士を見つけられる、検索機能を搭載した点です。すでに近隣の社労士会では導入が済んでおり、やっと栃木県会でも導入に至りました。今まで支部別で分けられていた名簿が市町名で検出できるようになりました。そもそも、社労士を検索する依頼者にとっては、支部という括りは意味がないものでしたので、より機能的になったといえます。またこれまでは、事務局に社労士を紹介して欲しいといった問い合わせが来ても、特定の社労士を紹介することはできないので、お断りしているのが現状でした。今後はこの検索機能を紹介することによって、希望の地域の、必要なスキルを持った社労士を依頼者本人が探すことができるようになります。また、下野新聞の月一広告にも、折に触れ社労士会のURLを掲載しておりますので、新たな顧客獲得へとつながる可能性もあると思います。

広報委員会では今後も、会員の皆様の業務拡大に寄与できるよう様々なPR活動を進めてまいりますのでご協力のほどよろしくお願いします。

～ホームページ 会員専用サイトのご案内～

「当会ホームページの会員専用サイト」には、皆様に送付しております通知文書以外の全国社会保険労務士会連合会や各行政機関等からの業務に役立つ情報も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、環境問題への意識の高まりの観点からも、会員専用サイトにて通知文書をご確認いただくメール会員（通知文書の郵送が不要）への変更にご協力いただきますようお願い申し上げます。

変更のご連絡は、事務局まで。

会員の処分について

栃木県社会保険労務士会の処分

氏 名	支 部 名	登録番号	種 別	処分の内容
正 田 裕 之	県南支部	09130011	開業	訓告処分 (栃木県社労士会会則第47条第1項第1号)